

証券コード：7486

(発送日) 2025年6月3日

(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日

株 主 各 位

長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地 3

サンリン株式会社

代表取締役社長 塩 原 規 男

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sanrinkk.co.jp/stock/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7486/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンリン」又は「コード」に当社証券コード「7486」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月19日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地 3
当社本社大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第91期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第91期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 取締役8名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ◎ご来場にあたり、サポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡くださいますようお願い申し上げます。

サンリン株式会社 電話0263-97-3030（土日祝日を除く9時～17時）

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

〈企業環境〉

当連結会計年度における我が国経済は、賃上げを背景とした雇用・所得環境の改善や旺盛なインバウンド需要を背景に、宿泊・飲食・レジャー等のサービス消費が堅調に推移し、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られました。一方、食品・日用品等の生活必需品の物価上昇、不安定な国際情勢、米国トランプ政権による関税政策など景気を左右する不安定要素が顕在化しており、先行きの不透明感が増しております。

当社グループ関連のエネルギー業界に関しましても、中東情勢の緊迫化や長期化するロシア・ウクライナ情勢によるエネルギー価格の高止まりに加え、各種供給設備機器の仕入価格上昇、人件費や物流コストの大幅な上昇、燃料油価格激変緩和対策事業による補助金の縮小など、今後の消費活動に与える影響等を注視する必要があります。当社を取り巻く事業環境は引き続き厳しい状況が続いております。

〈企業集団の業績〉

このような状況のもと、当社グループは昨年12月に創立90周年を迎え、「中期経営計画（2022～2024年）」最終年度の目標達成を目指し、サステナブル経営を念頭に、エネルギー事業者間による激しい顧客争奪に耐えうる営業体制の構築と地域密着型生活関連総合商社として顧客満足度の向上を意識した質の高い営業活動を展開してまいりました。顧客満足度向上の一環として、お客様からの要望が多かったWeb会員サービス「サンリンMyページ」の会員を対象とした「ポイントサービス」を本年2月より開始いたしました。毎月のご利用金額に応じて、様々なサービスに還元が可能なポイントを付与することでサンリンファンになっていただくとともに、請求書のWeb化により環境負荷の低減にも取り組んでまいりました。

主力でありますLPガス事業におきましては、飲食業やレジャー産業などコロナ禍の影響を受けていた需要家の回復や、ガスファンヒーターレンタルの積極的な推進により単位消費量が増加となり、販売数量は前年比で増加となりました。

石油事業におきましては、2024年3月末に1給油所を閉鎖したことや政府によるガソリンなどの燃料価格負担軽減策が段階的に縮小されたことの影響が懸念されましたが、社会経済活動や観光事業の回復からガソリン等の販売数量は前年並みを確保することができました。また、灯油におきましても、最需要期の冬場の給湯・暖房需要が比較的堅調に推移したことにより、販売数量は前年を上回る結果となりました。

電気事業におきましては、「電気＋ガスのセット割」や「長トク割キャンペーン」を継続展開し契約件数は前年比で増加したものの、2024年4月より小売電気事業者から取次事業者へ移行したことに伴い手数料売上へのみの計上へ変更になったことから、売上高は第3四半期までと同様前年比で減少となりました。一方、太陽光発電システムや蓄電池・V2Hの販売におきましては、自治体による補助金の後押しや、脱炭素社会や創エネ・蓄エネへの関心の高さから受注が堅調に推移し、売上高は前年比で増加となりました。

機器・リフォーム事業におきましては、年間に2回実施した「紙面・バーチャル展示会」を通じて、エネルギー価格の高騰などからお客様の関心が高い省エネ機器や断熱リフォーム等の販売に力を入れ、政府や自治体の各種補助金事業も活用して、前年を上回る実績を上げることができました。

子会社におきましては、青果事業の株式会社えのきボーヤにおいてえのき茸の販売単価が前年比高値で推移したことに加え出荷量も増加したこと等により、売上・利益とも過去最高を更新いたしました。また、エネルギー関連事業の安曇野RE株式会社においては、2024年6月に安曇野市と脱炭素に向けた連携協定を結び、PPA事業として安曇野市の公共施設等の屋根に太陽光パネルの設置を進めてまいりました。2024年度中に13施設への設置を完了し、2025年4月から各施設への売電を開始してまいります。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、主に青果事業で増収となったものの、エネルギー関連事業において電気事業における取次業者への移行に伴う契約形態変更の影響等により減収となり、売上高は前期比3.8%減の308億26百万円となりました。

利益面におきましては、人件費の増加や配送コストの上昇等の要因により販売費及び一般管理費が増加したものの、青果事業及び不動産事業で利益を確保できたこと等により、営業利益は前期比6.4%増の6億52百万円となりました。経常利益は第3四半期までと同様子会社の交付金計上の影響により前期比35.9%増の12億78百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比17.3%増の8億21百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

売 上 高	第90期 2024年3月期		第91期 (当連結会計年度) 2025年3月期		前期比
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額
エ ネ ル ギ ー 関 連 事 業	百万円 28,133	% 87.8	百万円 26,731	% 86.7	% △5.0
製 氷 事 業	310	1.0	314	1.0	1.5
青 果 事 業	2,814	8.8	3,157	10.2	12.2
不 動 産 事 業	354	1.1	208	0.7	△41.1
そ の 他 事 業	431	1.4	413	1.3	△4.1
計	32,042	100.0	30,826	100.0	△3.8

セグメント利益	第90期 2024年3月期		第91期 (当連結会計年度) 2025年3月期		前期比
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額
エ ネ ル ギ ー 関 連 事 業	百万円 318	% 52.0	百万円 293	% 45.0	% △7.8
製 氷 事 業	△59	△9.7	△29	△4.5	－
青 果 事 業	199	32.6	235	36.1	18.0
不 動 産 事 業	10	1.8	35	5.5	231.5
そ の 他 事 業	57	9.3	55	8.5	△2.8
調 整 額	86	14.0	61	9.4	△28.6
計	613	100.0	652	100.0	6.4

(注) 調整額は主としてセグメント間取引消去によるものです。

(エネルギー関連事業)

ＬＰガス、石油類及び機器販売等の増収要因はあったものの、電気事業における取次業者への移行に伴う契約形態変更の影響等により、売上高は前期比5.0%減の267億31百万円となりました。セグメント利益も賃上げによる人件費の増加や配送コストの上昇等の要因により販売費及び一般管理費が増加したことから、前期比7.8%減の2億93百万円となりました。

なお、ＬＰガス販売事業者のうち現在全国で２％程度に付与されている「ゴールド保安認定事業者」として、ＬＰガス保安確保機器の設置を進めてきた結果、当連結会計年度末における認定対象先は98%を超えました。

(製氷事業)

売上高は大口取引先への販売減の影響がありましたが、新規販売先の開拓等により前期比1.5%増の3億14百万円となりました。セグメント損失は売上増加や減価償却費の減少等により29百万円（前期は59百万円のセグメント損失）となり前年から改善いたしました。

(青果事業)

きのか類の出荷量増と販売価格の高値推移等により、売上高は前期比12.2%増の31億57百万円となりました。セグメント利益は売上増加の影響等により前期比18.0%増の2億35百万円となり、売上・利益ともに過去最高を更新いたしました。

(不動産事業)

前年のような大型の宅地分譲の販売がなかったことから、売上高は前期比41.1%減の2億8百万円となりました。一方、セグメント利益は利益確保に努めた結果、前期比231.5%増の35百万円となりました。

(その他事業)

運送事業・建設事業等のその他事業におきましては、建設事業において完工物件が減少したことから、売上高は前期比4.1%減の4億13百万円、セグメント利益は売上減少の影響等により前期比2.8%減の55百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は19億48百万円で、その主なものは親会社におきましては、富山支社の建替や車両及びガス販売設備等であり、ガス供給設備費等の単年度償却資産を含んでおります。

子会社におきましては、青果事業の株式会社えのきボーヤにおける大型機械装置の入替等であります。

③ 資金調達の状況

当該設備資金につきましては、自己資金を充当しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況（連結）

区 分	第88期 2022年３月期	第89期 2023年３月期	第90期 2024年３月期	第91期 (当連結会計年度) 2025年３月期
売 上 高(百万円)	30,164	32,844	32,042	30,826
経 常 利 益(百万円)	909	816	940	1,278
親会社株主 に帰属する(百万円)	526	537	700	821
当期純利益				
１株当たり当期純利益	42円91銭	43円79銭	57円09銭	67円17銭
総 資 産(百万円)	26,062	26,680	27,770	29,069
純 資 産(百万円)	18,271	18,834	19,603	20,898
１株当たり純資産額	1,487円86銭	1,533円74銭	1,602円24銭	1,708円15銭
自己資本比率(%)	70.1	70.6	70.6	71.9

(3) 重要な子会社等の状況（2025年３月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
三 鱗 運 送 株 式 会 社	10,000	100.0	一般貨物運送
ウ ロ コ 興 業 株 式 会 社	30,000	100.0	管・住宅設備工事
サンエネック株式会社	30,000	100.0	L P ガス容器賃貸、不動産業
サンリンI&F株式会社	100,000	100.0	氷の製造販売、冷凍倉庫業
株 式 会 社 一 実 屋	20,000	100.0	きのこ・青果卸売業
株式会社えのきボーヤ	10,000	100.0	えのき茸の生産・販売業
安曇野R E 株式会社	10,000	90.0	電気及び熱などのエネルギー販売・創エネルギー事業
新潟サンリン株式会社	400,000	35.5	L P ガス・石油類・住宅設備機器類の卸及び小売

(4) 対処すべき課題

我が国の経済環境は、物価高対策の行方及び米国トランプ政権の関税政策を見守る状況となり、先行き不透明な状況が続くと思われます。また、エネルギー価格につきましても、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢の長期化等により予測が困難な状況が続くと思われ、これらがもたらす消費活動や企業活動の動静が当社グループの事業活動に大きく影響を及ぼす可能性があります。

このような状況の中、当社グループは、外部環境が与えるネガティブな影響として次の内容を認識しております。

- ① 脱炭素社会の進展によるエネルギー消費量減少
- ② 少子高齢化・人口減少による消費世帯数の減少、従業員確保の難化
- ③ 気候変動による異常気象や自然災害の増加
- ④ インフレ時代の到来による人件費・輸送費等あらゆるコストの増大

こうした外部環境からの影響へ対応し、次の100周年を目指し地域に密着して持続可能な成長を実現していくために、当社グループでは今年度より「新中期経営計画（2025～2027）」をスタートいたしました。

新中期経営計画では、サステナブル経営をベースとして「① エネルギー関連事業の深化」「② 食・住を軸とした事業領域の拡大」「③ 従業員のやりがい創出」「④ 収益性や効率性を高めるためのシステム投資」の4項目を経営戦略とし、具体的な取組事項の実践によりK P I（重要業績評価指標）達成を目指してまいります。

なお、3年後の2027年度KPI目標値は次のとおりです。

- ・連結経常利益 : 16億円以上
- ・連結ROE（自己資本利益率） : 5%以上
- ・連結配当性向 : 35%以上

また、上場会社に求められる「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」につきましても重要課題と位置づけ、重点施策を実行することで資本コストを上回る収益力を目指すとともに適切な情報開示に努めるなど企業価値向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営活動にご理解をいただき、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

ＬＰガス、石油製品、一般高圧ガス及び太陽光発電装置、燃料電池ほか住宅設備機器類の仕入・販売・工事、煉炭・豆炭の製造販売、電力の販売、太陽光発電、保険、リフォーム、不動産、氷の製造卸、冷凍倉庫業並びにきのこ・青果の卸売、えのき茸の製造、創エネルギー事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

サンリン株式会社	本社	長野県東筑摩郡山形村
	支社	富山
	支店	中信（山形村）、長野、中野、長野南（長野市）、上田、佐久平（小諸市）、松本、塩尻、大北（松川村）、穂高（安曇野市）、安曇野、上伊那（駒ヶ根市）、諏訪（茅野市）、飯田、伊ナガス（伊那市）
	給油所	13ヶ所
	オートガススタンド	松本オートガススタンド他9ヶ所
	ＬＰガス充填所	長池（長野市）他12ヶ所
	バルク再検査場	長野県塩尻市
	煉炭・豆炭工場	新潟県上越市
	ゴルフ練習場	モンヴェール（塩尻市）
	太陽光発電所	本社発電所他14ヶ所
三鱗運送株式会社	本社	長野県東筑摩郡山形村
ウロコ興業株式会社	本社	長野県松本市
サンエネック株式会社	本社	長野県松本市
サンリンＩ＆Ｆ株式会社	本社	長野県松本市
株式会社一実屋	本社	長野県長野市
株式会社えのきボーヤ	本社	長野県安曇野市
安曇野ＲＥ株式会社	本社	長野県東筑摩郡山形村

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
559（126）名	△4（△4）名

（注）使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
421（85）名	△2（△4）名	42.8歳	14.3年

（注）使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社八十二銀行	2,170百万円
株式会社日本政策金融公庫	349
株式会社みずほ銀行	200
長野県信用農業協同組合連合会	170

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,300,000株
- ③ 株主数 1,881名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ミツウロコグループホールディングス	16,781百株	13.7%
リ ン ナ イ 株 式 会 社	7,120	5.8
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	5,750	4.7
曾 根 原 充 夫	4,046	3.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（管理信託口79212）	3,520	2.9
須 澤 孝 雄	3,460	2.8
昭 和 商 事 株 式 会 社	3,338	2.7
E N E O S ホールディングス株式会社	3,000	2.4
長 野 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	2,250	1.8
青 沼 政 雄	2,050	1.7

（注） 持株比率は、自己株式195百株を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	塩 原 規 男	ヨーケン株式会社代表取締役社長 株式会社ミツウロコグループホールディングス 監査等委員である取締役（社外）
代 表 取 締 役 専 務	百 瀬 久 志	営業本部長 一般社団法人長野県LPガス協会副会長
常 務 取 締 役	小 原 正 彦	管理本部長兼経理部長
取 締 役	田 島 晃 平	株式会社ミツウロコグループホールディングス代表取締役社長
取 締 役	氣 賀 澤 隆	管理本部総務部長
取 締 役	熊 井 一 浩	営業本部副本部長兼保安部長兼ライフ事業部長
取 締 役	山 田 高 照	営業本部ガス事業部長
常 勤 監 査 役	矢 口 秀 明	
常 勤 監 査 役	初 崎 進	
監 査 役	井 口 秀 昭	
監 査 役	宮 田 旭	宮田旭法律事務所代表

- (注) 1. 取締役田島晃平氏は、社外取締役であります。
2. 監査役井口秀昭氏及び監査役宮田旭氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役井口秀昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役宮田旭氏は、弁護士として企業法務に精通しております。
5. 当社は、社外監査役井口秀昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である田島晃平氏及び監査役の矢口秀明、初崎進、井口秀昭、宮田旭の4氏との間で、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
高野 朗	2024年6月20日	任期満了	常務取締役営業本部石油事業部長
高田真由美	2024年6月4日	死亡による退任	社外取締役
小澤 信 秀	2024年6月20日	辞任	常勤監査役

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2)	115百万円 (10)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (2)	33 (8)

(注) 1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます。）を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・決定方針の内容の概要

ア 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

イ 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

個々の取締役の担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案して取締役の報酬等を決定しております。

当社は在職中の功労に報いるため役員退職慰労金制度を設けております。

なお、具体的な支給金額については、役員退職慰労金支給規程に基づいて算定しております。

固定報酬は月次で支払っております。

- ウ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬のみであります。

- エ 当該委任を受ける者の氏名または当該株式会社における地位もしくは担当
代表取締役社長 塩原規男にて決定を行っております。

- オ 委任する権限の内容

取締役個人別の報酬額の決定であります。

- カ 備考

取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役および監査役の報酬等の総額等

2012年6月26日開催の第78期定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額170百万円以内と決議しております（ただし、使用人分給与は含まない）。また、当該決議時の対象とされていた役員員数は10名以内です。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬限度額は2006年6月27日開催の第72期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

3. その他

上記支給額には、役員退職慰労引当金の当期繰入額（取締役17百万円（うち社外取締役1百万円）、監査役3百万円（うち社外監査役0百万円））が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

ア 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役田島晃平氏は株式会社ミツウロコグループホールディングスの代表取締役社長であります。同社のグループ企業と当社との間には、電力及び固形燃料等の取引関係があります。
- ・監査役宮田旭氏は宮田旭法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間に重要な取引関係はありません。

イ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 田島 晃 平	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
監査役 井口 秀 昭	当期開催の取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。
監査役 宮 田 旭	当期開催の取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に専門的見地から発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

内部統制基本方針

当社は、会社法等関連する法律に基づき、下記のとおり、当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という）を整備する。

記

1. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役職員は、「社員憲章」「環境憲章」をはじめ、コンプライアンス体制に係る社内規定を法令・定款を順守するための行動規範とする。総務部は、各事業部と共同して、「主要業務管理要領」等によりグループ役職員教育を行うほか、内部通報制度を含めコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。リスク監理部は、コンプライアンスの状況を監視する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する保安、情報セキュリティ、環境、品質及び災害等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクは取締役会において速やかに対応責任者を定めるものとする。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、中期経営計画に基づき当該事業年度の全社目標を定め、業務担当取締役は、部門の具体的目標及び達成手段を定める。取締役会は、定期的に進捗状況をレビューすることによって、業務の継続的な改善及び効率化を実現するシステムを構築するものとする。

また、定例の取締役会のほか、毎週1回の監査役も含めた連絡会を実施し、情報の共有化に努めるものとする。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社各社の役員には当社より取締役役又は監査役を派遣して、グループ間の意思疎通を図り法令順守体制、リスク管理体制を構築するとともに、総務部はこれらを横断的に推進

し、管理するものとする。

また、情報通信システム等の整備を行い、伝達の迅速化を図ることによりグループ間の情報共有を推進し、効率的経営に資するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、職務上その職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合には、代表取締役は、監査役と協議のうえ、監査役を補助する者を任命する。

また、監査役より、監査役の職務の補助の命令を受けた職員は、その命令に関して取締役、リスク監理部長等の指揮命令を受けないものとし、その旨を総務部において当社グループの役職員に周知徹底する。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役または職員は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備するものとする。また当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を総務部において当社グループの役職員に周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

監査役会と代表取締役は、定期的に意見交換会を行うものとするとともに、会計監査人との情報交換に努め、密接に連携を図るものとする。また、必要に応じ、監査役会は、弁護士等の外部有識者による専門的支援を受けることができるものとする。

なお、監査役が職務を執行するうえで必要な費用については、請求により速やかに会社が支払うものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備に関する体制

当社グループは、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、これを排除する。

不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備・維持する。

反社会的勢力に関する情報の収集及び管理は、総務部を窓口として情報収集に努め、弁護士・警察等の外部機関と連携し、組織的に対応することとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制諸規程及び運用マニュアルを制定し内部統制システムの整備及び運用を図る。

また、内部統制システムの整備及び運用に関し、内部監査部門は、定期的かつ計画的に内部監査を実施し、継続的改善に資するものとする。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

当社グループの役職員は、「社員憲章」「環境憲章」をはじめ、コンプライアンス体制に係る社内規定を法令順守のための行動規範としております。総務部は、各事業部と共同して、「主要業務管理要領」等によりグループ役職員教育を行うほか、内部通報制度を含めコンプライアンスの取り組みを横断的に統括しております。

また、リスク監理部はコンプライアンスの状況を監視しております。

これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されております。

② リスク管理体制の強化

当社グループの企業活動に関連する保安、情報セキュリティ、環境、品質及び災害等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施を行うものとし、リスク状況の監視はリスク監理部が行い、組織横断的な対応は総務部が行うものとなっております。

また、新たに生じたリスクは取締役会において速やかに対応責任者を定めるものとなっております。

③ 業務執行の適正性及び効率性の向上

子会社各社の役員には、当社より取締役あるいは監査役を派遣してグループ間の意思疎通を図り、法令順守体制・リスク管理体制を構築するとともに、総務部はこれらを横断的に推進し、管理するものとしております。また、情報通信システム等の整備を行い、伝達の迅速化を図ることによりグループ間の情報共有を推進し、効率的経営に資するものとしております。

④ 取締役の職務執行

取締役会は、中期経営計画に基づき当該事業年度の全社目標を定め、業務担当取締役は部門の具体的目標及び達成手段を定めております。

取締役会は、定期的に進捗状況をレビューすることによって、業務の継続的な改善及び効率化を実現するシステムを構築するものとしております。また、定例の取締役会のほか、毎週1回の監査役も含めた連絡会を実施し、情報の共有化に努めるものとしております。

⑤ 監査役及び監査役会

監査役会と代表取締役は、定期的に意見交換会を行うものとするともに、会計監査人との情報交換に努め、密接に連携を図るものとしております。また、必要に応じ監査役会は、弁護士等の外部有識者による専門的支援を受けることができるものとなっております。なお、監査役が職務を執行するうえで必要な費用については、請求により速やかに会社が支払うものとなっております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施する基本政策を遂行するため、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定めることができる旨を定款に規定しております。

今後も中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上、ならびに株主価値増大に努めてまいります。

なお、配当性向につきましては、2025年度からスタートした「新中期経営計画（2025-2027）」の中で35%以上を目標に掲げております。当事業年度の期末配当金につきましては、利益配分の基本方針と業績の推移及び2024年12月に創立90周年を迎えられたことに対しご支援いただいた株主の皆様感謝の意を含め、当初発表の普通配当1株あたり22円に、記念配当1株あたり2円を増配し、以下のとおりとさせていただきます、当事業年度の連結配当性向は35.7%となりました。

期末配当に関する事項

ア 配当財産の種類

金銭とさせていただきます。

イ 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社株式1株につき金24円とさせていただきます。

また、この場合の配当総額は、294,729,840円となります。

ウ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日

以 上

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,713	流 動 負 債	6,141
現 金 及 び 預 金	6,156	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,542
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	4,270	電 子 記 録 債 務	529
電 子 記 録 債 権	207	短 期 借 入 金	2,605
商 品 及 び 製 品	1,643	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	58
仕 掛 品	43	未 払 法 人 税 等	239
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	301	賞 与 引 当 金	292
そ の 他	1,090	そ の 他	873
貸 倒 引 当 金	△1	固 定 負 債	2,029
固 定 資 産	15,355	繰 延 税 金 負 債	582
有 形 固 定 資 産	8,573	長 期 借 入 金	291
建 物 及 び 構 築 物	2,583	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	194
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,031	退 職 給 付 に 係 る 負 債	650
工 具、器 具 及 び 備 品	444	資 産 除 去 債 務	157
土 地	4,432	そ の 他	153
建 設 仮 勘 定	81	負 債 合 計	8,170
無 形 固 定 資 産	178	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	105	株 主 資 本	18,849
そ の 他	73	資 本 金	1,512
投 資 そ の 他 の 資 産	6,603	資 本 剰 余 金	1,248
投 資 有 価 証 券	6,205	利 益 剰 余 金	16,133
繰 延 税 金 資 産	116	自 己 株 式	△44
差 入 保 証 金	138	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,048
そ の 他	168	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,021
貸 倒 引 当 金	△26	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	27
資 産 合 計	29,069	非 支 配 株 主 持 分	0
		純 資 産 合 計	20,898
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	29,069

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	30,826
売上原価	23,690
売上総利益	7,135
販売費及び一般管理費	6,482
営業利益	652
営業外収益	673
受取利息	1
受取配当金	99
受取賃貸料	36
受取手数料	88
持分法による投資利益	34
補助金収入	260
その他	152
営業外費用	47
支払利息	14
賃貸費用	4
固定資産除却損	13
抱合せ株式消滅差損	9
その他	5
経常利益	1,278
特別損失	98
減損損失	98
税金等調整前当期純利益	1,179
法人税、住民税及び事業税	355
法人税等調整額	2
当期純利益	821
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△0
親会社株主に帰属する当期純利益	821

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,224	流 動 負 債	5,400
現 金 及 び 預 金	4,815	電 子 記 録 債 務	502
受 取 手 形	150	買 掛 金	1,462
電 子 記 録 債 権	207	短 期 借 入 金	2,545
売 掛 金	3,855	未 払 法 人 税 等	114
商 品 及 び 製 品	1,488	未 払 金	250
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	287	未 払 消 費 税 等	78
前 払 費 用	25	未 払 費 用	97
そ の 他	396	預 り 金	63
貸 倒 引 当 金	△1	賞 与 引 当 金	236
		そ の 他	49
固 定 資 産	14,700	固 定 負 債	1,607
有 形 固 定 資 産	6,675	繰 延 税 金 負 債	557
建 物	1,151	退 職 給 付 引 当 金	595
構 築 物	643	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	145
機 械 及 び 装 置	376	資 産 除 去 債 務	157
車 両 運 搬 具	133	そ の 他	151
工 具、器 具 及 び 備 品	329		
土 地	4,021	負 債 合 計	7,008
建 設 仮 勘 定	19		
無 形 固 定 資 産	172	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	105	株 主 資 本	17,009
ソ フ ト ウ ェ ア	55	資 本 金	1,512
そ の 他	12	資 本 剰 余 金	1,252
投 資 そ の 他 の 資 産	7,852	資 本 準 備 金	379
投 資 有 価 証 券	4,823	そ の 他 資 本 剰 余 金	873
関 係 会 社 株 式	1,068	利 益 剰 余 金	14,256
差 入 保 証 金	99	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,256
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,739	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	13
そ の 他	148	別 途 積 立 金	13,290
貸 倒 引 当 金	△26	繰 越 利 益 剰 余 金	952
		自 己 株 式	△12
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,906
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,906
資 産 合 計	25,924	純 資 産 合 計	18,916
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,924

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	26,956
売 上 原 価	20,816
売 上 総 利 益	6,140
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,844
営 業 利 益	295
営 業 外 収 益	519
受 取 利 息	6
受 取 配 当 金	172
受 取 貸 貸 料	57
受 取 派 遣 料	60
受 取 手 数 料	101
そ の 他	119
営 業 外 費 用	58
支 払 利 息	13
賃 貸 費 用	4
固 定 資 産 除 却 損	27
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	9
そ の 他	4
経 常 利 益	756
特 別 損 失	98
減 損 損 失	98
税 引 前 当 期 純 利 益	658
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	216
法 人 税 等 調 整 額	△14
当 期 純 利 益	455

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月20日

サンリン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
長 野 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢	野	浩	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	口	誠	司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンリン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンリン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企

業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月20日

サンリン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
長 野 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	矢	野	浩	一
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	小	口	誠	司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンリン株式会社の2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年 5 月20日

サンリン株式会社 監査役会

常勤監査役 矢 口 秀 明 ㊞

常勤監査役 初 崎 進 ㊞

社外監査役 井 口 秀 昭 ㊞

社外監査役 宮 田 旭 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役7名全員が任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が 名 氏 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	しお はら のり お 男 塩 原 規 男 (1958年10月9日)	2008年6月 当社取締役管理本部経理部長 2012年4月 当社取締役エネルギー事業本部副本部長 2014年5月 当社取締役エネルギー事業本部長 2014年6月 当社常務取締役エネルギー事業本部長 2016年6月 当社代表取締役専務 2017年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) ヨーケン株式会社代表取締役社長 株式会社ミツウロコグループホールディングス 監査等委員である取締役（社外）	71,900株
	(選任理由) 塩原規男氏は、2017年6月より代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、グループ経営を指揮してきた実績があり、経営全般にわたる豊富な経験と高い能力・見識を有しております。以上のことから取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
2	もも せ ひさ し 志 百 瀬 久 志 (1963年4月3日)	1988年4月 当社入社 2012年4月 当社飯田支店長 2014年4月 当社上伊那支店長 2015年4月 当社執行役員エネルギー事業本部 石油部長 2016年6月 当社取締役エネルギー事業本部石油部長 2018年4月 当社取締役エネルギー事業本部長兼 ガス部長 2019年6月 当社常務取締役エネルギー事業本部長兼 ガス部長 2021年4月 当社常務取締役営業本部長兼ライフ事業 部長 2021年6月 当社専務取締役営業本部長兼ライフ事業 部長 2023年4月 当社専務取締役営業本部長 2024年6月 当社代表取締役専務営業本部長（現任）	22,900株
	(選任理由) 百瀬久志氏は、当社の営業部門本部長、常務取締役、専務取締役を歴任し、エネルギー事業をはじめとした営業部門全般に豊富な経験と実績を有しております。また、2024年6月からは代表取締役専務として経営全般にリーダーシップを発揮し、事業の発展に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	お はら まさ ひこ 小 原 正 彦 (1963年10月25日)	1986年 4 月 株式会社八十二銀行入社 2008年 6 月 同行軽井沢支店長 2014年 2 月 同行下諏訪支店長 2016年 6 月 同行昭和通営業部長 2018年 4 月 当社執行役員管理本部経理部長 2018年 6 月 当社取締役管理本部経理部長兼M&A担 当 2021年 4 月 当社取締役管理本部長兼経理部長 2021年 6 月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長 (現任)	10,500株
		(選任理由) 小原正彦氏は、現在当社の管理本部長を務め、経理部・総務部・システム部を所管しており、経理財務・管理分野に精通しております。また金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有することから引き続き取締役候補者となりました。	
4	た じま こう へい 田 島 晃 平 (1971年11月 8 日)	1995年 4 月 三井物産株式会社入社 2002年 6 月 新潟サンリン株式会社取締役 (現任) 2002年 6 月 当社取締役 (2015年 6 月より当社社外取 締役) (現任) 2002年 6 月 株式会社ミツウロコ取締役 2003年 6 月 同社常務取締役 2005年 4 月 同社代表取締役副社長 2007年 6 月 同社代表取締役社長 2011年10月 株式会社ミツウロコグループホールディ ングス代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ミツウロコグループホールディングス 代表取締役社長	1,000株
		(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 田島晃平氏はこれまで培ってきた企業経営者としての豊富な経験および幅広い見識を、当社の経営体制に活かしていただくことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。	
5	き がさわ たかし 氣賀澤 隆 (1972年 1 月 1 日)	1994年 4 月 当社入社 2018年 4 月 当社上伊那支店長 2020年 4 月 当社執行役員管理本部総務部部長代理 2020年 6 月 当社取締役管理本部総務部長兼情報企画 部長 2021年 4 月 当社取締役管理本部総務部長 (現任)	10,200株
		(選任理由) 氣賀澤隆氏は、当社上伊那支店長を歴任し、現在、当社の総務部長として事業の発展に貢献するとともに、総務部門における豊富な経験と幅広い見識を有することから、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
6	くま い かず ひろ 熊 井 一 浩 (1972年1月4日)	1995年4月 当社入社 2017年4月 当社イナガス支店長 2018年4月 当社エネルギー事業本部保安部部長代理 2020年4月 当社執行役員エネルギー事業本部保安部部長代理 2020年6月 当社取締役エネルギー事業本部保安部長 2021年4月 当社取締役営業本部保安部長 2023年4月 当社取締役営業本部副本部長兼保安部長兼ライフ事業部長（現任）	21,300株
（選任理由）熊井一浩氏は、当社イナガス支店長を歴任し、2020年6月に取締役に就任しております。現在、当社の営業本部副本部長兼ライフ事業部長として事業の発展に貢献するとともに、営業部門・保安部門における豊富な経験と幅広い見識を有することから、引き続き取締役候補者としました。			
7	やま だ たか てる 山 田 高 照 (1975年8月22日)	1999年4月 当社入社 2018年4月 当社塩尻支店長 2020年4月 当社執行役員エネルギー事業本部ガス部部長代理 2021年4月 当社執行役員営業本部ガス事業部長 2021年6月 当社取締役営業本部ガス事業部長（現任）	11,300株
（選任理由）山田高照氏は、当社塩尻支店長を歴任し、2021年6月に取締役に就任しております。現在、当社のガス事業部長として事業の発展に貢献するとともに、LPガス事業における豊富な経験と幅広い見識を有することから、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
	おか 村 あゆみ (1984年9月26日)	2013年12月 東京地方検察庁 検事任官 2019年1月 弁護士登録・山本法律事務所入所 2020年7月 あゆみ法律事務所代表（現任） (長野県弁護士会所属) (重要な兼職の状況) あゆみ法律事務所代表	一株
※ 8	(社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要) 岡村あゆみ氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これまで東京地方検察庁等において検事として勤務された経験があり、また弁護士として幅広く一般民事、家事事件等の事件処理の経験を積まれ様々な知見を有しておられることから、当該知見を活かして特にコンプライアンス、男女共同参画や女性の活躍推進等、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。 また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。		

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田島晃平氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
- (3) 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 岡村あゆみ氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であり、また、当社が定める独立性基準を満たしております。
- (2) 同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- 当社は、保険会社との間で、取締役および監査役（当事業年度中に在籍していたものを含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、サンリン株式会社の被保険者は保険料を一部負担しております。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

<ご参考>取締役及び監査役のスキルマトリックス

項目	定義	選定理由
経営戦略	- 洞察した将来をバックキャストして戦略に導くスキル - 資本市場を意識した的確な戦略を監督・推進でき、持続的な成長を通じて企業価値向上を実現できるスキル - 重点事業の成長を加速させるためのブランド価値向上に向けた的確な戦略を監督・推進するスキル	グループ総合力を発揮し「サンリンファン」を増やし、「地域密着型生活関連総合商社」としてのブランド認知度と企業価値を高めることに必要なため
財務、会計	- 業績・経営指標から経営状況を把握し課題提起するスキル - 資源配分の状況を把握し課題提起するスキル	経営による企業価値の最大化、戦略の立案・推進、および業務執行の適切な監督に必要なため
法務、リスクマネジメント	法令順守・コーポレートガバナンス・リスクを通じた持続的な企業価値向上を実現するための的確な戦略を監督・推進するスキル	高いコンプライアンス意識を維持し、ガバナンス強化とリスク管理体制でステークホルダーから信頼される健全な企業運営の推進に必要なため
人事、人材開発	- 多様な人材の能力発揮の状況を評価するスキル - 人的資本の増強を図るスキル	多彩な人材の確保・育成および強化し、持続的な成長企業をめざすのに必要なため
デジタル、DX	ITの利活用、DXを通じて、全社的な業務プロセスの改善を推進するスキル	DXを通じて、市場競争力・効率性・生産性を高め、環境の変化に対応し持続的な成長を遂げるために必要なため
サステナビリティ、エネルギー	- 持続可能な社会の実現に向けて、事業を通じて社会的課題を解決するための的確な戦略を監督・推進するスキル - ネット・ゼロへの移行に向け、中長期の国内外のエネルギー・環境動向を踏まえた責任あるトランジションを監督・推進するスキル	環境理念「安心安全なエネルギーの供給を通じて、快適な生活が持続できる地域社会の形成に貢献し、地球環境の保全に努めます」の役割を果たし、カーボンニュートラル宣言の実現に必要なため

氏名	塩原規男	百瀬久志	小原正彦	田島晃平	氣賀澤隆	熊井一浩	山田高照	※ 岡村あゆみ	矢口秀明	初崎 進	井口孝昭	宮田 旭
当社における地位	代表取締役社長	代表取締役専務	常務取締役	社外取締役	取締役	取締役	取締役	社外取締役	常勤監査役	常勤監査役	社外監査役	社外監査役
経営戦略	●	●		●					●			
財務、会計	●		●								●	
法務、リスクマネジメント	●		●	●	●	●		●		●		●
人事、人材開発		●	●		●							
デジタル、DX		●				●			●			
サステナビリティ、エネルギー	●	●	●	●	●	●	●		●	●		

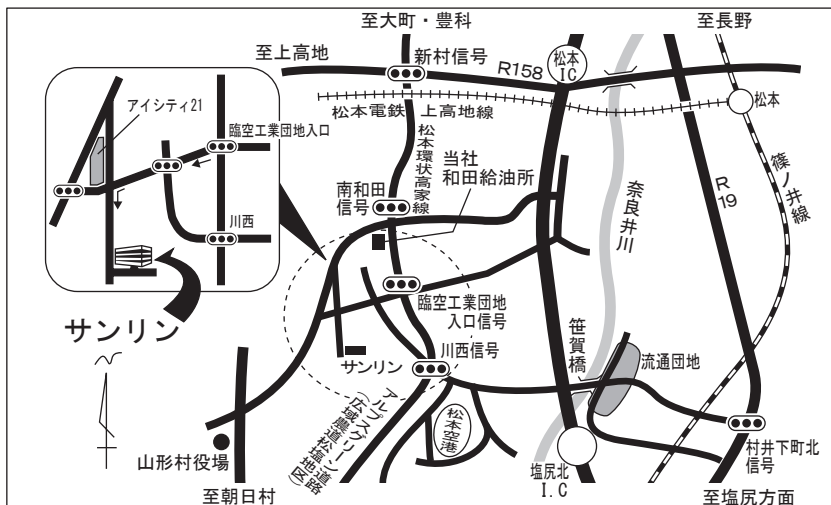
※は、新任の取締役候補者であります

株主総会会場ご案内図

会場 当社本社大会議室

長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地 3

T E L (0263) 97-3030 (代)



交通機関 JR篠ノ井線「松本駅」よりタクシー約30分